

○国土交通省告示第千二十九号

庄内空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

国土交通大臣 金子 恭之

一 設置者の氏名及び住所 山形県 山形県山形市松波二丁目八番一号

二 空港の名称及び位置 庄内空港 山形県酒田市

三 変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第四百三十六号を参照。）

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 百八万四千百三十四平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を山形県庁において縦覧に供する。

別図 庄内空港

